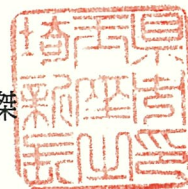


新座市福祉施設入所等に係る費用の徴収に関する規則及び新座市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新座市長 並 木 傑



新座市規則第 26 号

新座市福祉施設入所等に係る費用の徴収に関する規則及び新座市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(新座市福祉施設入所等に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 新座市福祉施設入所等に係る費用の徴収に関する規則（昭和 56 年新座市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改

正

後

別表第1（第2条関係）

助産施設及び母子生活支援施設費用徴収基準

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定義	費用徴収基準額	費用徴収基準月額
[略]			
備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～5 [略]		

別表第4（第2条関係）

老人福祉施設扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
[略]		
備考	1 この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～6 [略]	

別表第6（第2条関係）

障がい福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
[略]		
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。 5・6 [略]	

別表第8（第2条関係）

改

正

前

別表第1（第2条関係）

助産施設及び母子生活支援施設費用徴収基準

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定 義	費用徴収基準額	費用徴収基準月額
[略]			
備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、<u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項</u>の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～5 [略]		

別表第4（第2条関係）

老人福祉施設扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
[略]		
備考	1 この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、<u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項</u>の規定は適用しないものとする。）をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～6 [略]	

別表第6（第2条関係）

障がい福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
[略]		
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、<u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項</u>の規定は適用しないものとする。 5・6 [略]	

別表第8（第2条関係）

障がい福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
[略]		
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。 5・6 [略]	

別表第9（第2条関係）

障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所又は共同生活援助を利用する場合）費用徴収基準

税額等による階層区分	上限月額	費用徴収基準額			
		居宅介護同行 援護行動援護 （30分当たり）	重度訪問介護 （30分当たり）	短期入所（1日当たり）	共同生活援助 （1月当たり）
[略]					
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。 5・6 [略]				

別表第10（第2条関係）

障がい児通所支援費用徴収基準

税額等による階層区分		上限月額	費用徴収基準額 （日額）
[略]			
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民		

障がい福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
[略]		
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、<u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項</u>の規定は適用しないものとする。 5・6 [略]	

別表第9（第2条関係）

障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所又は共同生活援助を利用する場合）費用徴収基準

税額等による階層区分	上限月額	費用徴収基準額			
		居宅介護 同行 援護行 動援護 （30分 当たり）	重度訪問 介護 （30分 当たり）	短期入 所（1日 当たり）	共同生 活援助 （1月 当たり）
[略]					
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項</u> の規定は適用しないものとする。 5・6 [略]				

別表第10（第2条関係）

障がい児通所支援費用徴収基準

税額等による階層区分		上限月額	費用徴収基準額 （日額）
[略]			
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民		

税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。

5～8 [略]

別表第11（第2条関係）

障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度訪問介護）費用徴収基準

税額等による階層区分	上限月額	費用徴収基準額	
		居宅介護 同行援護 行動援護 （30分 当たり）	短期入所 （30分 当たり）
[略]			
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。 5・6 [略]		

税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

5～8 〔略〕

別表第11（第2条関係）

障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度訪問介護）費用徴収基準

税額等による階層区分	上限月額	費用徴収基準額	
		居宅介護 同行援護 行動援護 （３０分 当たり）	短期入所 （３０分 当たり）
[略]			
備考	1～3 [略] 4 この表における「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、 <u>附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項</u> の規定は適用しないものとする。		
5・6 [略]			

(新座市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 新座市母子保健法施行細則（平成25年新座市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第10条関係） 費用徴収基準 [略]	別表（第10条関係） 費用徴収基準 [略]
備考 1 この表のC階層における「均等割」 とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。 なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。 2～8 [略]	備考 1 この表のC階層における「均等割」 とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、 <u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項</u> の規定は適用しないものとする。）をいう。 なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。 2～8 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。